

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)の一部改正に伴う所要の規定の整備等を行い、併せて 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で勤務しないことを認める部分休業について勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止するため、この案を提出する。

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条(これらの規定を法第17条において準用する場合を含む。)、第17条並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) [略] (2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年条例第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。) (部分休業の承認) 第20条 <u>部分休業(法第19条第1項の部分休業をいう。以下同じ。)</u>の承認は、<u>正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間</u>の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第10条第2項に規定する保育のための特別休暇又は勤務時間条例第	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条(これらの規定を法第17条及び<u>第19条第6項</u>において準用する場合を含む。)、第17条並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 [略] (1) [略] (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年条例第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。<u>次条において同じ。</u>) (<u>第1号部分休業</u>の承認) 第20条 <u>法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)</u>の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第10条第2項に規定する保育のための特別休暇又は勤務時間条例第

11条の2第1項の介護時間を承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間を承認された時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

11条の2第1項の介護時間を承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間を承認された時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

	(<u>法第19条第2項の条例で定める1年の期間</u>) <u>第20条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> (<u>法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間</u>) <u>第20条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> (<u>法第19条第3項の条例で定める特別の事情</u>) <u>第20条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「法第19条第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u>
(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員(次項のパートタイム職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第3条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員(次項のパートタイム職員を除く。)が<u>法第19条第1項に規定する</u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第3条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
2 那覇市会計年度任用職員の給与等に関	2 那覇市会計年度任用職員の給与等に関

する条例(令和元年那覇市条例第20号)第2条第2号のパートタイム職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、同条例第13条第3項の規定により減額した報酬を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 第14条の規定は、部分休業について準用する。	する条例(令和元年那覇市条例第20号)第2条第2号のパートタイム職員が<u>法第19条第1項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、同条例第13条第3項の規定により減額した報酬を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 法第19条第6項において準用する<u>法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が法第19条第3項変更をしたときとする。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。